

# 平成 21 年度

## 問題文

---

Aは、先ごろ取得した甲不動産の登記手続及び管理を長男であるBに委任し、実印と印鑑証明書を交付した。その後Bは、自己の事業資金を調達するために金融業者であるCから 1000 万円の融資を受けるに当たり、この貸金債務につき、Cとの間で、Aの代理人として同人に無断で連帯保証契約（以下、本件契約という）を締結した。CはBと取引するのはこれが初めてであったが、Bから「Aは病気療養中だから連絡しないでほしい」と懇請されたため、AとBが親子関係にあることを考慮し、さらにBがAから交付された実印と印鑑証明書を所持していることを確認の上、間違いないと判断して本件契約の締結に及んでいた。やがて弁済期が到来したが、BからCへの上記貸金債務の弁済はなかった。

この事実を前提として、以下の設問(1)(2)につき、各々答えなさい。

- (1) CがAに対して上記連帯保証債務の履行を求めたところ、Aがこれを拒んだ。Cは、A及びBに対してどのような主張をすることができるか。A・Bの反論を踏まえながら、その可否について論じなさい。
  
- (2) 本件契約成立後間もなくしてAが死亡し、Bが単独相続するに至った。この場合におけるB C間の関係について論じなさい。逆にBが死亡してAが単独相続した場合におけるA C間の関係についても、併せて論じなさい。

【100点】

## 解説

### 論点

- (1) 有権代理と無権代理の相違（第113条関係）、表見代理の成否（第110条関係）、無権代理人の責任の成否（第117条関係）について問う。
- (2) 無権代理人が本人の地位を相続した場合における法律関係（第1条2項関係）、本人が無権代理人を相続した場合における法律関係（第113条・第117条関係）について問う。

### 第1 設問(1)

#### 1 問いと解答方針

「Cは、A及びBに対してどのような主張をすることができるか。A・Bの反論を踏まえながら、その可否について論じなさい。」

→ Aに対する主張、Bに対する主張に分けた上、それぞれについて主張内容、法的根拠、要件検討の順に検討し、その際、A、Bの反論が考えられるか検討していければよいだろう

#### 2 Aに対する主張

##### (1) 主張内容

本件契約の効果がCに帰属することを前提とする（連帯）保証債務履行請求

##### (2) 法的根拠

①有権代理（99I）を前提とする（連帯）保証契約（446I）に基づく保証債務履行請求権

②表見代理（110）を前提とする（連帯）保証契約（446I）に基づく保証債務履行請求権

##### (3) 法的根拠①有権代理（99I）を前提とする（連帯）保証契約（446I）に基づく保証債務履行請求権の要件検討

###### ア 要件一覧

①主債務の存在、②保証契約の締結、③保証意思が書面によること（446II）

###### イ 要件①主債務の存在

(ア) 問題点（特になし）

(イ) 規範（特になし）

(ウ) 当てはめ（事実→評価）

BのCに対する1000万円の貸金債務（587）→（特になし）

###### （イ）結論

要件①主債務の存在充足

###### ウ 要件②保証契約の締結

(ア) 有権代理（99I）の要件一覧

①「代理人」（代理権の存在、99I）、②「本人のためにすることを示して」（顕名、99I）、③「権限内において」「した意思表示」（99I）

(イ) 要件①「代理人」（代理権の存在、99I）

a 甲不動産の登記手続の委任部分

- (a) 問題点  
甲不動産の登記手続を B に委任  
公法上の代理権は代理権となるか
- (b) 規範  
代理制度は私法取引の安全を図るものである  
したがって、原則として公法上の代理権は代理権とならないが、特定の私法取引の一環としてなされるものであるときは代理権となると解する
- (c) 当てはめ（事実→評価）  
A は、先ごろ取得した甲不動産の登記手続を B に委任→私法取引の一環として委任しているといえる
- (d) 結論  
要件①「代理人」（代理権の存在, 99 I）充足
- b 甲不動産の管理の委任部分
- (a) 問題点  
甲不動産の管理を B に委任  
事実行為の代行は代理権となるか
- (b) 規範  
代理制度は法律行為を前提とする制度である  
したがって、事実行為の代行は代理権とならないと解する
- (c) 当てはめ（事実→評価）（特になし）
- (d) 結論  
要件①「代理人」（代理権の存在, 99 I）は充足しない
- (i) 要件②「本人のためにすることを示して」（顕名, 99 I）
- a 問題点（特になし）
- b 規範（特になし）
- c 当てはめ（事実→評価）  
A の代理人として→（特になし）
- d 結論  
要件②「本人のためにすることを示して」（顕名, 99 I）充足
- (I) 要件③「権限内において」「した意思表示」（99 I）
- a 問題点（特になし）
- b 規範（特になし）
- c 当てはめ（事実→評価）  
無断で本件契約を締結→（特になし）
- d 結論  
要件③「権限内において」「した意思表示」（99 I）は充足しない
- 工 結論  
法的根拠①有権代理（99 I）を前提とする（連帶）保証契約（446 I）に基づく保証債務履行請求権は認められない
- (4) 法的根拠②表見代理（110）を前提とする（連帶）保証契約（446 I）に基づく保証債務履行請求権の要件検討

## ア 要件一覧

①主債務の存在, ②保証契約の締結, ③保証意思が書面によること (446 II)

### イ 要件①主債務の存在

(ア) 問題点 (特になし)

(イ) 規範 (特になし)

(ウ) 当てはめ (事実→評価)

B の C に対する 1000 万円の貸金債務 (587) → (特になし)

(エ) 結論

要件①主債務の存在充足

### ウ 要件②保証契約の締結

(ア) 表見代理 (110) の要件一覧

①「代理人」(基本代理権の存在, 110), ②「権限外の行為をした場合」

(110), ③「第三者が代理人の権限があると信すべき正当な理由があるとき」  
(110)

(イ) 要件①「代理人」(基本代理権の存在, 110)

a 甲不動産の登記手続の委任部分

(a) 問題点

甲不動産の登記手続を B に委任

公法上の代理権は代理権となるか

(b) 規範

代理制度は私法取引の安全を図るものである

したがって, 原則として公法上の代理権は代理権とならないが, 特定の私法取引の一環としてなされるものであるときは代理権となると解する

(c) 当てはめ (事実→評価)

A は, 先ごろ取得した甲不動産の登記手続を B に委任→私法取引の一環として委任しているといえる

(d) 結論

要件① (基本代理権の存在, 110) 充足

b 甲不動産の管理の委任部分

(a) 問題点

甲不動産の管理を B に委任

事実行為の代行は代理権となるか

(b) 規範

代理制度は法律行為を前提とする制度である

したがって, 事実行為の代行は代理権とならないと解する

(c) 当てはめ (事実→評価) (特になし)

(d) 結論

要件① (基本代理権の存在, 110) は充足しない

(ウ) 要件②「権限外の行為をした場合」(110)

a 問題点 (特になし)

b 規範 (特になし)

- c 当てはめ（事実→評価）
    - 無断で本件契約を締結→（特になし）
  - d 結論
    - 要件②「権限外の行為をした場合」(110) 充足
- (I) 要件③「第三者が代理人の権限があると信すべき正当な理由があるとき」(110)
- a 問題点（特になし）
  - b 規範
    - 「第三者が代理人の権限があると信すべき正当な理由があるとき」とは、代理権があると信じたこと、信じたことについて正当な理由があること（無過失）をいう
  - c 代理権があると信じたことについての当てはめ（事実→評価）
    - 間違いないと判断→（特になし）
  - d 信じたことについて正当な理由があることについての当てはめ（事実→評価）
    - 1000万円の融資の保証、Cは金融業者、Bと取引するのはこれが初めて→これまで取引経験がない相手との、多額の取引である以上、専門家として本人に確認すべき
    - Bから「Aは病気療養中だから連絡しないでほしい」と懇請された→電話等で本人に確認が可能であり、時間もかかるない
    - AとBが親子関係にある、BがAから交付された実印と印鑑証明書を持→取引上重要な実印・印鑑証明書を所持しているものの、持出しが容易な関係にある
  - e 結論
    - 要件③「第三者が代理人の権限があると信すべき正当な理由があるとき」(110) は充足しない
- エ 結論
- 法的根拠②表見代理(110)を前提とする（連帯）保証契約(446 I)に基づく保証債務履行請求権は認められない
- (5) 結論
- 本件契約の効果がCに帰属することを前提とする（連帯）保証債務履行請求は認められない
- 3 Bに対する主張
- (1) 主張内容
    - 損害賠償請求
  - (2) 法的根拠
    - 無権代理人の責任(117 I)
  - (3) 要件検討
    - ア 要件一覧
      - ①「他人の代理人として契約をした」(117 I), ②「自己の代理権を証明したこと」でないこと(117 I), ③「本人の追認を得たとき」でないこと(117 I), ④「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知つ

ていたとき」でないこと（117Ⅱ①），⑤「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかつたとき」でないこと（117Ⅱ②本）又は「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかつたとき」であつても「他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知つてゐたとき」（117Ⅱ②但），⑥「他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき」でないこと（117Ⅱ③）

イ 要件①「他人の代理人として契約をした」（117Ⅰ）

- (ア) 問題点（特になし）
- (イ) 規範（特になし）
- (ウ) 当てはめ（事実→評価）  
代理人として→（特になし）
- (エ) 結論

要件①「他人の代理人として契約をした」（117Ⅰ）充足

ウ 要件②「自己の代理権を証明したとき」でないこと（117Ⅰ）

- (ア) 問題点（特になし）
- (イ) 規範（特になし）
- (ウ) 当てはめ（事実→評価）  
無断で本件契約を締結した→（特になし）
- (エ) 結論

要件②「自己の代理権を証明したとき」でないこと（117Ⅰ）充足

エ 要件③「本人の追認を得たとき」でないこと（117Ⅰ）

- (ア) 問題点（特になし）
- (イ) 規範（特になし）
- (ウ) 当てはめ（事実→評価）  
問題文に対応する事実なし→（特になし）
- (エ) 結論

要件③「本人の追認を得たとき」でないこと（117Ⅰ）充足

オ 要件④「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知つてゐたとき」でないこと（117Ⅱ①）

- (ア) 問題点（特になし）
- (イ) 規範（特になし）
- (ウ) 当てはめ（事実→評価）  
問題文に対応する事実なし→（特になし）
- (エ) 結論

要件④「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知つてゐたとき」でないこと（117Ⅱ①）充足

カ 要件⑤「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかつたとき」でないこと（117Ⅱ②本）又は「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかつたとき」であつても「他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知つてゐたとき」（117Ⅱ②但）

- (ア) 問題点（特になし）  
 (イ) 規範（特になし）  
 (ウ) 「過失によって知らなかった」についての当てはめ（事実→評価）  
 1000 万円の融資の保証、C は金融業者、B と取引するのはこれが初めて→これまで取引経験がない相手との、多額の取引である以上、専門家として本人に確認すべき

B から「A は病気療養中だから連絡しないでほしい」と懇請された→電話等で本人に確認が可能であり、時間もかからない

A と B が親子関係にある、B が A から交付された実印と印鑑証明書を所持→取引上重要な実印・印鑑証明書を所持しているものの、持出しが容易な関係にある

- (I) 「代理権がないことを知っていたとき」についての当てはめ  
 A は先ごろ取得した甲不動産の登記手続及び管理を長男である B に委任→（特になし）

#### (オ) 結論

要件⑤「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき」であっても「他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたとき」(117 II ②但) 充足

- キ 要件⑥「他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき」でないこと (117 II ③)

#### (ア) 問題点（特になし）

#### (イ) 規範（特になし）

#### (ウ) 当てはめ（事実→評価）

問題文に対応する事実なし→（特になし）

#### (I) 結論

要件⑥「他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき」でないこと (117 II ③) 充足

#### (4) 結論

無権代理人の責任としての損害賠償請求をすることができる

### 第2 設問(2)

#### 1 問いと解答方針

「この場合における B C の関係について論じなさい。逆に B が死亡して A が単独相続した場合における A C 間の関係についても、併せて論じなさい。」

→ B C, A C, それぞれに分けた上、C から B に対する請求の請求内容、法的根拠、要件検討の順に検討すればよいだろう

#### 2 A が死亡し、B が単独相続するに至った場合における B C 間の関係

##### (1) 請求内容

（C の B に対する）1000 万円の支払請求

##### (2) 法的根拠

①消費貸借契約（587）に基づく貸金返還請求権

②（連帶）保証契約に基づく保証債務履行請求権

##### (3) 法的根拠①消費貸借契約（587）に基づく貸金返還請求権の要件検討

ア 要件一覧

①消費貸借契約の締結, ②弁済期の到来

イ 要件①消費貸借契約の締結

(ア) 問題点（特になし）

(イ) 規範（特になし）

(ウ) 当てはめ（事実→評価）

CからBに対する1000万円の融資→（特になし）

(エ) 結論

要件①消費貸借契約の締結充足

ウ 要件②弁済期の到来

(ア) 問題点（特になし）

(イ) 規範（特になし）

(ウ) 当てはめ（事実→評価）

弁済期が到来した→（特になし）

(エ) 結論

要件②弁済期の到来充足

エ 結論

法的根拠①消費貸借契約（587）に基づく貸金返還請求権は認められる

(4) 法的根拠②（連帯）保証契約に基づく保証債務履行請求権の要件検討

ア 問題点

本人の地位と無権代理人の地位が同一人に帰属（882, 887Ⅰ, 896Ⅰ）したことによって、それぞれの地位はどのような関係に立つのか

イ 規範

相続という事情で偶然に相手方が利する結果は妥当でない

したがって、本人の地位と無権代理人の地位は融合することなく併存すると解する

そうすると、無権代理人は、本人の地位をもって追認を拒絶することが考えられる（113Ⅱ本）

しかし、有権代理であるとの前提のもと法律行為を行った者があとから無権代理であると主張することは禁反言の法理に反するというべきである

したがって、無権代理人が本人を相続した場合、追認拒絶をすることは信義則（1Ⅱ）に反して許されず、追認を強制させられると解する

ウ 当てはめ

無権代理人Bは、本人Aの地位を相続するものの、本人の地位に基づいて追認拒絶することはできず、本件契約の締結の追認を強制させられる→（特になし）

エ 結論

法的根拠②（連帯）保証契約に基づく保証債務履行請求権は認められる

(5) 結論

CのAに対する1000万円の支払請求は認められる

3 Bが死亡してAが単独相続した場合におけるA Cの関係

(1) 請求内容

- ① (C の A に対する) 1000 万円の支払請求
- ② (C の A に対する) 損害賠償請求
- (2) 請求① (C の A に対する) 1000 万円の支払請求
  - ア 法的根拠
    - (連帶) 保証契約に基づく保証債務履行請求権
  - イ 要件検討
    - (ア) 問題点
      - 本人の地位と無権代理人の地位が同一人に帰属 (882, 887 I, 896 本文)  
したことによって、それぞれの地位はどのような関係に立つのか
    - (イ) 規範
      - 相続という事情で偶然に相手方が利する結果は妥当でない  
したがって、本人の地位と無権代理人の地位は融合することなく併存すると解する
    - (ウ) 当てはめ (事実→評価)
      - 本人 A は、本人の地位に基づいて追認拒絶することができる→(特になし)
  - ウ 結論
    - 請求① (C の A に対する) 1000 万円の支払請求は認められない
- (3) 請求② (C の A に対する) 損害賠償請求
  - ア 法的根拠
    - 無権代理人の責任 (117 I)
  - イ 要件検討
    - ①「他人の代理人として契約をした」(117 I), ②「自己の代理権を証明したとき」でないこと (117 I), ③「本人の追認を得たとき」でないこと (117 I),  
④「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき」でないこと (117 II ①), ⑤「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかつたとき」でないこと (117 II ②本) 又は「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかつたとき」であっても「他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたとき」(117 II ②但), ⑥「他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき」でないこと (117 II ③)
  - ウ 要件①「他人の代理人として契約をした」(117 I)
    - (ア) 問題点 (特になし)
    - (イ) 規範 (特になし)
    - (ウ) 当てはめ (事実→評価)
      - 代理人として→ (特になし)
    - (エ) 結論
      - 要件①「他人の代理人として契約をした」(117 I) 充足
  - エ 要件②「自己の代理権を証明したとき」でないこと (117 I)
    - (ア) 問題点 (特になし)
    - (イ) 規範 (特になし)
    - (ウ) 当てはめ (事実→評価)

無断で本件契約を締結した→(特になし)

(I) 結論

要件②「自己の代理権を証明したとき」でないこと(117Ⅰ)充足

オ 要件③「本人の追認を得たとき」でないこと(117Ⅰ)

(ア) 問題点(特になし)

(イ) 規範(特になし)

(ウ) 当てはめ(事実→評価)

問題文に対応する事実なし→(特になし)

(I) 結論

要件③「本人の追認を得たとき」でないこと(117Ⅰ)充足

カ 要件④「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき」でないこと(117Ⅱ①)

(ア) 問題点(特になし)

(イ) 規範(特になし)

(ウ) 当てはめ(事実→評価)

問題文に対応する事実なし→(特になし)

(I) 結論

要件④「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき」でないこと(117Ⅱ①)充足

キ 要件⑤「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかつたとき」でないこと(117Ⅱ②本)又は「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかつたとき」であつても「他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたとき」(117Ⅱ②但)

(ア) 問題点(特になし)

(イ) 規範(特になし)

(ウ) 「過失によって知らなかつた」についての当てはめ(事実→評価)

1000万円の融資の保証、Cは金融業者、Bと取引するのはこれが初めて→これまで取引経験がない相手との、多額の取引である以上、専門家として本人に確認すべき

Bから「Aは病気療養中だから連絡しないでほしい」と懇請された→電話等で本人に確認が可能であり、時間もかかるない

AとBが親子関係にある、BがAから交付された実印と印鑑証明書を所持→取引上重要な実印・印鑑証明書を所持しているものの、持出しが容易な関係にある

(I) 「代理権がないことを知っていたとき」についての当てはめ

Aは先ごろ取得した甲不動産の登記手続及び管理を長男であるBに委任→(特になし)

(オ) 結論

要件⑤「他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかつたとき」であつても「他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたとき」(117Ⅱ②但)充足

- ク 要件⑥「他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき」でないこと（117Ⅱ③）
- (ア) 問題点（特になし）
  - (イ) 規範（特になし）
  - (ウ) 当てはめ（事実→評価）
    - 問題文に対応する事実なし→（特になし）
  - (エ) 結論
    - 要件⑥「他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき」でないこと（117Ⅱ③）充足
- ケ 無権代理人の責任のうち、「履行」責任について
- (ア) 問題点
    - 無権代理人を相続した本人は「履行」責任まで負うか
  - (イ) 規範
    - 「履行」責任を負うとすると、実質的に追認を強制させられたのと同様の結果となってしまう
      - したがって、無権代理人を相続した本人は、「履行」責任を負わないと解する
- コ 結論  
請求②（C の A に対する）損害賠償請求は認められる

# 模範答案

## 1 第1 設問(1)

### 1 Aに対する主張

- (1) Cは、Aに対し、保証契約（民法446条1項）に基づく保証債務の履行を求めているところ、本件契約を締結したのはBであってAではないとの反論が考えられるため、Aに本件契約の効果が帰属することの根拠として、①有権代理（99条1項）又は②表見代理（110条）が成立すると主張することが考えられる。以下、主張ごとに可否を検討する。
- (2) ①有権代理についてみると、BのCに対する1000万円の貸金債務を主債務として、BはCとの間でAの代理人として本件契約を締結している。しかし、Aは、甲不動産の登記手続及び管理をBに委任したのみであり、本件契約を締結する旨の代理権を与えていない。

したがって、①有権代理が成立すると主張することはできず、無権代理としてCに効果帰属しないのが原則である。

- (3) では、②表見代理が成立し、本件契約の効果が帰属するか。

まず、基本代理権について、登記手続は基本代理権の内容とならないとのAの反論が考えられる。たしかに、私法取引の安全とかかわらない以上、原則基本代理権とならない。しかし、特定の私法上の取引行為の一環としてされるときは外観に対する第三者の信頼を保護する必要があるから、例外的に基本代理権となると解する。本件では、Aが先ごろ取得した甲不動産の登記手続をBに委任してい

## 2

るから、私法上の取引行為の一環としてされているといえ、基本代理権となるといえ、Bは「代理人」に当たる。なお、甲不動産の管理の委任については、代理制度が法律行為を前提とする制度であることから、事実行為の代行にすぎず、代理権とならないと解する。

次に、Cは、間違いないと判断して本件契約の締結に及んでいるため、Bに代理権があると「信じ」たといえる。しかし、「正当な理由」とは無過失をいうところ、これが認められないとのAの反論が考えられる。検討するに、初めて取引をする相手に1000万円という高額の融資に際し、専門家である金融業者Cは、より慎重に本人に確認すべき義務を負っているというべきである。親子関係にある以上本人の許可なく実印と印鑑証明書を持ち出すことも容易だろうから、これらを所持していたというだけで確認義務を果たしたとはいえない。したがって、Cには過失があり、「正当な理由」があるとはいえない。

- (4) よって、②表見代理が成立すると主張することもできず、Cは、Aに対し保証債務の履行を求めるることはできない。

### 2 Bに対する主張

上記のとおりAに効果帰属しないことから、Cは、Bに対し、無権代理人の責任としての損害賠償請求（117条1項）を主張できるか。以下、要件ごとに検討する。

上記のとおり、Bは「他人」Aの「代理人として契約をした」といえるし、「自己の代理権を証明」しておらず、「本人の追認を得た」と

3 もいえない（117条1項）。また、Cは、Bが「代理権を有しないことを知っていた」（同条2項1号）ともいえない。

しかし、Cは「過失によってしらなかつた」（同項2号本文）とのBの反論が考えられる。検討するに、確かに上記のとおりCに過失はあるものの、Bは自己に「代理権がないことを知っていた」（同号ただし書）というべきである。

したがって、Cは、Bに対し、損害賠償請求をすることができる。

## 第2 設問(2)

### 1 B C間の法律関係

Cは、Bに対し、消費貸借契約（587条）に基づく貸金返還請求として1000万円の支払請求をすることができる。では、Bが本人Aを相続した（882条、887条1項、896条本文）として、保証契約に基づく保証債務履行請求としても1000万円の支払請求をすることができるか。本人の地位と無権代理人の地位が同一人に帰属したことによって、それぞれの地位はどのような関係に立つか問題となる。

相続という事情で偶然に相手方が利する結果は妥当でない。したがって、本人の地位と無権代理人の地位は融合することなく併存すると解する。そうすると、無権代理人は、本人の地位をもって追認を拒絶することが考えられる（113II本）。しかし、有権代理であるとの前提のもと法律行為を行った者があとから無権代理であると主張することは禁反言の法理に反するというべきである。

4 したがって、無権代理人が本人を相続した場合、追認拒絶をすることは信義則（1II）に反して許されず、追認を強制させられると解する。本件でも、Bは、追認を強制させられる結果、保証契約の効果が帰属することになる。

よって、Cは、Bに対し、保証契約に基づく保証債務履行請求としても1000万円の支払請求をすることができる。

### 2 A C間の法律関係

(1) Cは、Aに対し、保証契約に基づく保証債務履行請求として1000万円の支払請求をすることができるか上記同様問題となる。

上記解釈によれば、本人Aが本人の地位をもって追認拒絶することは禁反言の法理に反するとはいはず、追認拒絶できる。

したがって、追認拒絶により効果が帰属しないから、Cは、Aに対し、保証契約に基づく保証債務履行請求として1000万円の支払請求することはできない。

(2) もっとも、Cは、Aに対し、無権代理人の責任としての損害賠償請求をすることができる。上記のとおり、Bについて無権代理人の責任が発生し、それをAが相続したから（889条1項1号本文）、当該請求は認められる。なお、無権代理人の責任のうち履行責任の追及までは認められないと解する。なぜなら、これを認めると、実質的に追認を強制させられたのと同様の結果となるからである。

以上